

## 自動車関係講座の留意点

1.訓練期間	平成21年3月30日の指定基準の改正（公的職業資格の養成課程等の期間・時間要件の緩和）により、期間・時間が国家公安委員会より認可を受けている教習所に関しては要件が緩和され <u>1ヶ月未満であっても認められます</u> ですが、その他の講座では月単位の申請で受け付けを行っているため、訓練期間の欄は1ヶ月未満であっても1ヶ月と記載をお願い致します。
2.時間	時間の計算は時限数で計算せず、1時間=60分とした時間数で計算して下さい。また、運転教習の場合は最初の適性検査を含め計算して下さい。 (例) 大型特殊とフォークリフト（運転免許なし）を組み合わせる場合 ・大型特殊 6時限×50分=300分、適性検査50分 ・フォークリフト（運転免許なし） 35時限×60分=2100分 合計 300分+50分+2100分=40時間50分=41時間 ※時間数で端数が出た場合は繰り上げて記載して下さい。例えば、10時間10分の場合は11時間になります。
3.経費	一般的な自動車教習所の場合において、 <u>教育訓練給付制度の対象として経費と認められるものは、以下の通りです。</u> →入学科、受講料（技能・学科実技に係る経費、適性検査、必要教材費） また、 <u>経費に認められないもの</u> には、次のものがあります。 →検定代（修了検定代・仮免交付手数料・卒業検定代など）、卒業証書、保険料、補習料等。 なお、申請時においては、講座の内訳にこれらの値段が確認できる料金表を必ず添付して下さい。
4.合宿	合宿は、教育訓練給付制度では通学の一形態として取り扱っています。 合宿の場合、通常の通学講習と金額が違うケースが多いですが、 <u>金額が低くなる場合は、予め様式第3号（1/2）『3. 教育訓練経費の割引・還元措置』欄に記入するようお願い致します。</u> <u>なお、合宿の講習料の方が高くなる場合は、通学の一形態として認められません。</u> ※合宿であっても、指定講座と同様の内容を行う講座は教育訓練給付の対象になるので、受講生から給付金の申請希望を受けた場合は速やかに手続きを取って下さい。